

基本目標Ⅴ すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり

重点項目 1 生涯を通じた健康支援

健康は、人々が充実した人生を送るために最も基礎的な条件となるものです。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かすことができません。

そのためには、互いの身体的性差を理解し、生涯を通じて自己の健康を適切に管理するための健康教育や相談体制を確立し、健康の保持増進対策を講じる必要があります。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期等女性特有の各ライフステージに応じた適切な健康管理ができるよう、女性の健康課題等に配慮しながら、健康相談や健康診査等一貫した健康保持増進のための健康支援策に取り組んでいく必要があります。

また、学校においても発達段階に応じた適切な性教育や、薬物乱用、喫煙及び飲酒への対策の推進に努めていく必要があります。

【施策の方向】

1. 健康教育、相談体制の充実

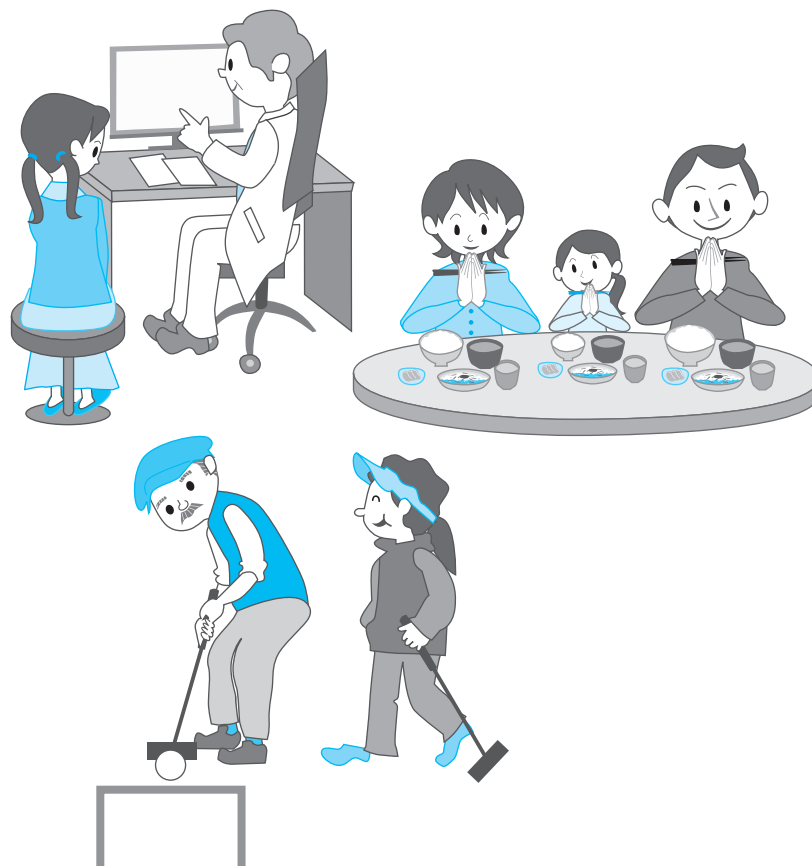
- (1) 男女が互いの身体的性差を理解し合い、互いの人権を尊重できるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]（性と生殖に関する健康と権利の尊重）の視点に立った健康教育を推進します。
- (2) 女性特有の避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他の健康をめぐる様々な問題等、性差に配慮した相談体制の充実を図ります。
- (3) 学校教育や広報等を通じて、エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、感染を予防するとともに、感染不安のある者に対する相談体制の充実を図ります。
- (4) 薬物乱用の有害性や、喫煙、飲酒が及ぼす健康被害に関する正確な情報を提供し、乱用防止を啓発するとともに、こころの健康の支援等の相談体制の充実を図ります。

具体的取組	所管課
性教育を柱とした健康教育の実施	学校教育課
「女性の健康週間」を中心とした市広報紙等による女性の健康問題に関する情報提供	保健センター
妊婦相談等女性の健康相談の実施	保健センター
薬物乱用防止の啓発	保健センター

2. 生涯を通じた健康の保持増進

- (1) 生涯を通じ、自身の健康状態に応じた健康的な生活習慣を形成し保持増進できるよう、健康相談、健康診査の充実を図ります。
- (2) 食に関する知識と食を選択する力を習得することによる健康づくりのみならず、家族と一緒に食卓を囲むことによる食の楽しさの実感や、家族とのコミュニケーションをとること、食事のマナー、郷土食、食文化の継承等様々なことを学べる「食育」を中心とした取組を進めます。
- (3) 生涯にわたり心身ともに健康な生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりを推進します。

具体的取組	所管課
健康診査等の実施	保健センター
学校教育、社会生活における食育の推進	保健センター 学校教育課
スポーツ・レクリエーション分野の活動サークルへの健康づくりに関する情報提供	保健センター



重点項目2 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる条件の整備

少子高齢社会の進展に伴い、平成22年の国勢調査における本市の高齢化率（65歳以上の人が全人口に占める割合）は32.5％と、国（23.0％）や県（28.0％）の水準を大きく上回っています。今後さらに団塊の世代が高齢化を迎えること等から、高齢者人口と要介護認定者の大幅な増加が見込まれています。一方、疾病や不慮の事故等によって、心身に障がいを持つ人は増加傾向にあり、高齢化が進んだことや、高齢者になってからの疾病が原因で障がい者となる人が増加したことにより、障がい者の高齢化も進んでいます。

高齢者、障がい者を含むすべての男女がいきいきと暮らす社会を実現することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

今後の高齢社会を豊かで活力ある社会とするために、高齢者を社会活動を支える重要な一員として積極的にとらえ、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療、介護予防への取組を進めていく必要があります。

また、障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活、職業生活の支援を図り、すべての人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

【施策の方向】

1. 高齢者、障がい者等の社会参画への支援

- (1) 高齢者の就業のほか、地域活動や社会貢献活動等の社会参加に関する広報啓発、情報提供を図ります。
- (2) 地域包括支援センター[※]を拠点として、高齢者の相談体制の充実を図り、介護負担の軽減に向けた介護支援の相談体制の確立と専門的機関等との連携による介護予防事業を推進します。
- (3) UJIターン[※]希望者をはじめ、本市に居住を希望する人への情報提供等の各種支援、市民活動やボランティア活動等への参加、生涯学習への積極的な参加促進に取り組めます。
- (4) 障がいのある人が、障がい福祉サービスの活用により地域での自立した生活を実現できるように、障がい者福祉の充実や総合的な相談、支援体制の整備、障がい者雇用の促進を図ります。
- (5) 民間事業者を含む市内各施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及促進により、障がい者を含むすべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組むとともに、「心のバリアフリー」「情報のバリアフリー」等、ハード・ソフト両面にわたる社会全体のバリアフリー化を推進します。

具体的取組	所管課
老人クラブやボランティア活動等の支援	社会福祉課
高齢者の雇用促進のための普及啓発活動	商工観光課
地域包括支援センター [※] の機能の充実	健康増進課
UJIターン [※] に関するパンフレット等の配布や 空き家バンク制度の実施	政策企画課
障害者職場適応援助者（ジョブコーチ） [※] の設置	社会福祉課
障がい者の地域生活支援事業の充実	社会福祉課
市内各施設のバリアフリー化の推進	土木建築課 都市計画課
障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の推進	社会福祉課
手話通訳や要点筆記等の活動支援	社会福祉課

2. 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる社会の実現

- (1) 二次予防事業対象者[※]や要支援の高齢者が、寝たきり等の要介護状態とならないよう、地域包括支援センター[※]による介護予防マネジメント事業の充実を図ります。また、高齢者の個々の状態に合わせた適切な支援が受けられるよう、地域の関係機関との連携を強化します。
- (2) 障がいの種類にかかわらず、障がいの程度やニーズに応じた医療福祉サービスの利用が図られるよう、医療機関や柳井健康福祉センター、やない地域生活支援センター等の関係機関との連携協力を推進するとともに、相談、審査、判定及び認定に至る手続きを適切に運用します。
- (3) 障がいにつながる疾病の予防や事故防止について意識啓発を推進するとともに、妊婦、乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、障がいの早期発見に努め、関係機関との連携により障がい児の早期療育体制の充実を図ります。

具体的取組	所管課
地域包括支援センター [※] の機能の充実	健康増進課
障害程度区分の認定における関係機関との連携	社会福祉課
乳幼児健診等の実施	保健センター
療育相談会等での関係機関との連携	保健センター 社会福祉課

基本目標Ⅵ 男女間における暴力の根絶

平成19年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法[※]」と言います。）改正法では、「基本計画の策定」が市町村においても努力義務とされたことに伴い、「第2次柳井市男女共同参画基本計画」の中に含める形（計画中、基本目標Ⅵ）で、「柳井市DV対策基本計画」を策定することとしました。

柳井市DV対策基本計画

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」と言います。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVの被害者の多くは女性であり、DVは男女共同参画社会実現の阻害要因の一つとなっています。

本計画は、DVを容認しない社会の実現のため、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を行うため、相談体制の充実を図るとともに、DV対策に係る施策を総合的かつ一体的に関係各課、関係機関と連携して取り組むために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法[※]第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

また、本計画の上位計画となる「第2次柳井市男女共同参画基本計画」における基本目標Ⅵにあたります。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間とします。ただし、計画期間内であっても、基本的な事項の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

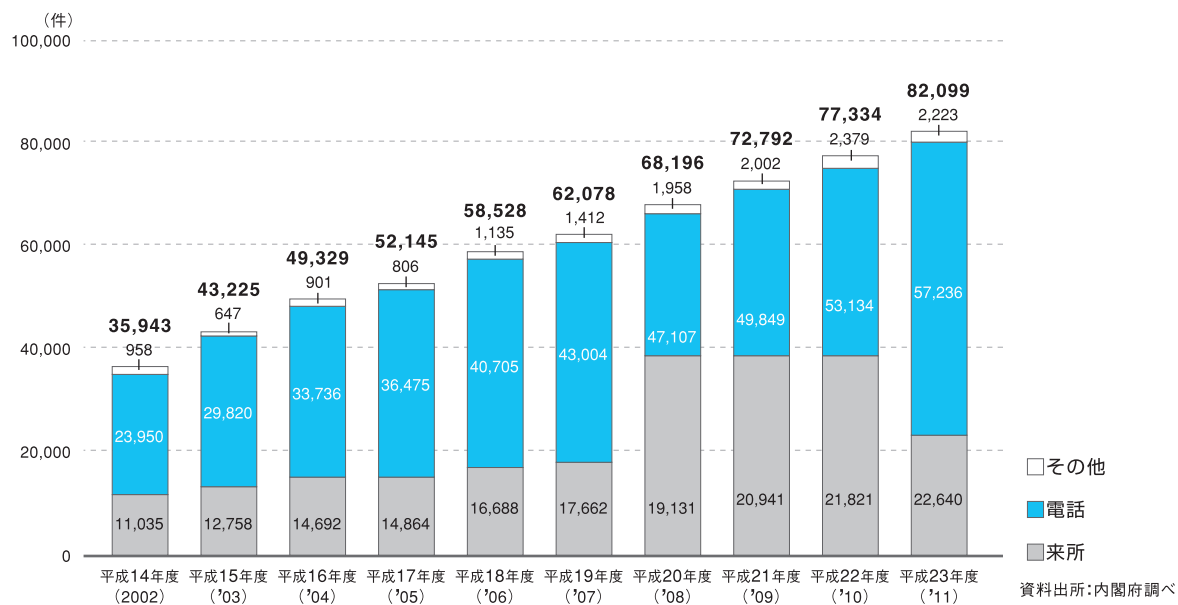
4 計画策定の背景

平成23年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は82,099件で、毎年増加しています。警察における暴力相談等の対応件数や、配偶者暴力による一時保護件数等も毎年増加の傾向にあります。本市における相談件数も増加はしているものの、相談窓口の周知度は十分であるとはいえず、配偶者からの暴力の潜在化が心配されます。また、配偶者暴力だけでなく、交際相手等からの暴力の問題も深刻化してきています。

配偶者暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定されたDV防止法[※]は、平成16年の一部改正を経て、平成19年改正法では、保護命令制度の拡充が図られるとともに、市町村においては基本計画の策定が努力義務とされました。

内閣府男女間における暴力に関する調査

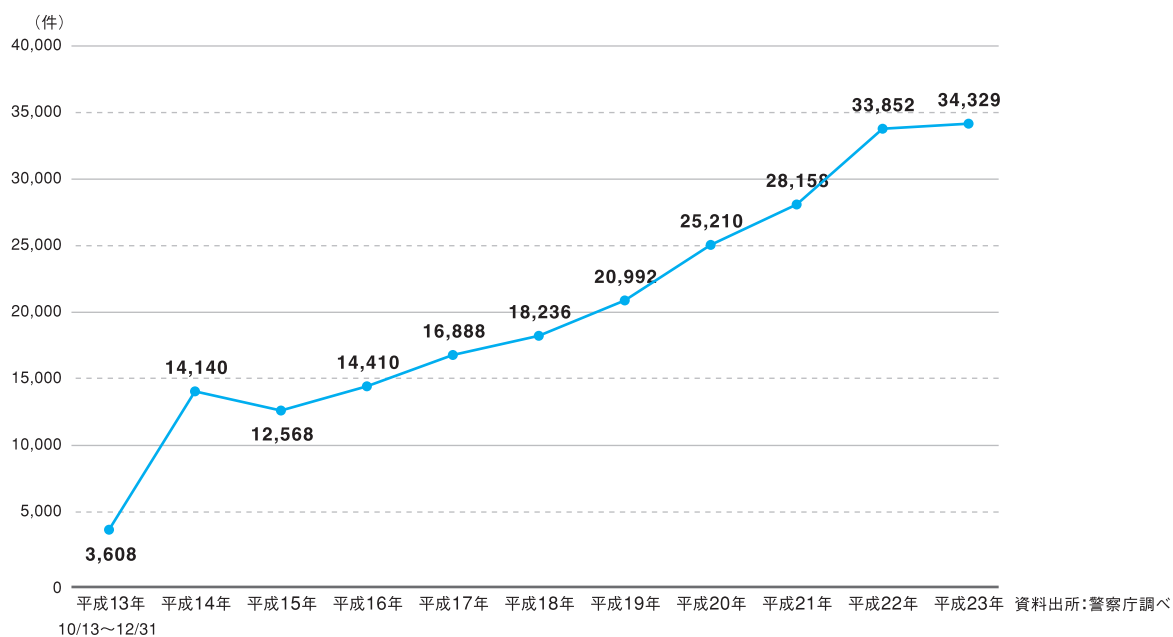
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成23年4月1日～24年3月31日の間の、全国の支援センター210か所(うち市町村設置の支援センターは37か所)における件数です。

警察における暴力相談等の対応件数



(備考)

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

5 DVの定義等

DVとは、英語の「domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）」を略したものです。DVとは何を意味するかについての明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差等、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはなりません。

DV防止法^{*}においては、被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。DV防止法^{*}では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、また、配偶者には元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとされています。本計画では配偶者暴力の予防の観点も含めて、DV防止法^{*}で定義される「配偶者」だけでなく、恋人等親しい関係にある又はあったパートナーからの暴力への対策にも取り組むこととします。また、暴力には様々な形態が存在しています。本計画では、何らかの有形力を行使する身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めてとらえることとします。

6 重点項目

DV対策に係る施策を総合的かつ一体的に進めるため、次の4つの重点項目を掲げます。

- (1) 男女間の暴力根絶に向けた社会的な意識の醸成
- (2) 相談体制の充実
- (3) 暴力の発生を防ぐ環境づくり
- (4) セクシュアル・ハラスメント^{*}防止対策の推進

計画の内容

1 柳井市DV対策基本計画 施策体系図

男女間における暴力の根絶

重点項目

施策の方向

1. 男女間の暴力根絶に向けた
社会的な意識の醸成



1. DV防止に関する啓発活動の推進
2. 男女間における暴力防止運動の実施

2. 相談体制の充実



1. 市における相談体制の充実と関係機関等との連携
2. 相談従事者等の資質の向上
3. 被害者の安全確保と自立支援

3. 暴力の発生を防ぐ
環境づくり



1. 幼児期からの人権教育の充実と若年層への啓発
2. 職場、地域における研修等の充実

4. セクシュアル・ハラスメント※
防止対策の推進



1. 啓発活動や相談体制の充実

2 具体的な施策の展開

重点項目 1 男女間の暴力根絶に向けた社会的な意識の醸成

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向にあるため、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このような状況を改善するために、男女を問わず一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることを理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会的な意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

【施策の方向】

1. DV防止に関する啓発活動の推進

- (1) 男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を醸成するための教育や啓発活動を推進します。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課
DV防止に関する研修や学習機会の充実	政策企画課 学校教育課

2. 男女間における暴力防止運動の実施

- (1) 山口県等関係機関との連携により、関係法制度の周知等の啓発活動をさらに強化するとともに、DV防止法^{*}における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関しても、その根絶に向けた啓発活動を推進します。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課
DVに関する研修や学習機会の充実	政策企画課 学校教育課
男女間における暴力防止運動の実施	政策企画課

重点項目 2 相談体制の充実

DV被害者が、配偶者からの暴力を受けることなく安全に生活していくためには、DV被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要です。しかし、DV被害者は孤立し、相談に至らないことも多いのが現状です。

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることをDV被害者自身が認識し、利用できる支援等に関する情報を入手し、DV被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう、広く周知することが重要です。さらに、DVは児童虐待とも関連が深くなっているため、支援体制においては児童虐待防止の対策等との連携が求められます。DV被害者がいつでも安心して相談できる相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の整備、充実に向けた取組を進めていく必要があります。

1. 市における相談体制の充実と関係機関等との連携

- (1) 潜在化しがちなDV被害者が安心して相談できる山口県男女共同参画相談センター等の周知を図るとともに、本市における相談体制の充実と関係機関等との連携協力の向上に努めます。
- (2) DV被害者や同伴する子ども等の家族の状況に応じて、山口県男女共同参画相談センターや警察等と連携して適切な保護に取り組めます。
- (3) DV被害者の迅速な発見、保護を行うため、DV被害者を発見した者による配偶者暴力相談支援センター又は警察への通報についての啓発を行います。

具体的取組	所管課
市における相談体制の充実と相談窓口の周知、広報	政策企画課 土木建築課 市民生活課 保健センター 社会福祉課
山口県男女共同参画相談センターや警察等との連携	政策企画課
医療機関、地域関係者（民生委員・児童委員）等への啓発、周知や連携	政策企画課 保健センター 社会福祉課

2. 相談従事者等の資質の向上

- (1) 被害者からの相談に的確に対応できるよう、山口県や山口県男女共同参画相談センター等関係機関との連携強化を図りながら、相談に携わる職員の研修会への参加等により、相談従事職員の資質の向上に努めます。

具体的取組	所管課
相談従事職員向け研修の実施、参加	政策企画課 土木建築課 市民生活課 保健センター 社会福祉課

3. 被害者の安全確保と自立支援

- (1) 山口県男女共同参画相談センターまでの同行支援等、DV被害者の緊急時における安全の確保に、関係機関等と連携して取り組みます。
- (2) DV被害者が地域において安心して生活することができるよう、住宅の確保、就業、各種援護対策に、DV被害者に関する情報の管理に配慮しながら取り組みます

具体的取組	所管課
DV被害者の安全確保対策	政策企画課
市営住宅への入居抽選回数の優先措置	土木建築課
住民基本台帳法等関係法令に基づく住民票等の閲覧等制限	市民生活課
生活保護等の援護の実施による経済的自立に向けた支援	社会福祉課
就業支援に関する情報提供	商工観光課

重点項目 3 暴力の発生を防ぐ環境づくり

配偶者からの暴力を防止するためには、男女を問わず一人ひとりが互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していく必要があります。そのため、配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校、家庭及び地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進します。また、DV防止法^{*}における配偶者に該当しない「交際相手等」からの暴力防止に向け、若年層を対象とした啓発活動を行うとともに、暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、いかなる場合であっても暴力を容認しない意識の醸成に努めるとともに、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていく必要があります。

1. 幼児期からの人権教育の充実と若年層への啓発

- (1) 性犯罪、売買春、人身取引、配偶者からの暴力、児童虐待、障がい者虐待等のあらゆる暴力の根絶に向けて、幼児期から発達段階に応じた道德教育、情操教育を通じた非暴力啓発を進めます。

具体的取組	所管課
幼児期からの人権教育の充実	社会福祉課 学校教育課
非暴力の啓発に関するポスター掲示やパンフレットの配布	政策企画課 社会福祉課

2. 職場、地域における研修等の充実

- (1) 家庭や地域において、人権の尊重、男女平等男女の相互の理解と協力の重要性の意識の醸成を図るため、人権や男女共同参画に関する学習情報の提供や学習機会の充実に努めます。

具体的取組	所管課
柳井市要保護児童等対策地域協議会 [※] の設置	社会福祉課
柳井圏域障害者虐待防止センター [※] の設置	社会福祉課

重点項目 4 セクシュアル・ハラスメント[※]防止対策の推進

配偶者からの暴力だけでなく、セクシュアル・ハラスメント[※]、性犯罪、売買春、ストーカー行為等、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。そのため、発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育啓発や関係法令等の周知による啓発を推進するとともに、関係機関、団体との連携による被害者支援に努めます。

1. 啓発活動や相談体制の充実

- (1) 職場や学校等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント[※]防止のため事業主等の意識改革を促進するための啓発活動に取り組みます。
- (2) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、男女雇用機会均等法[※]に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等の啓発活動や相談体制の充実に図ります。

具体的取組	所管課
パンフレットの配布等による企業等への周知啓発	政策企画課 商工観光課
性犯罪、売買春、ストーカー行為等、性別に起因する暴力防止の啓発	政策企画課 学校教育課

